

**平成29年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会**  
**第1回医療施設等部会 議事録**

1 日時：平成29年8月18日（金） 午前9時30分～午前11時36分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター 2階 26会議室

3 出席者：

(1) 委員

大道正義委員、岡田敏男委員、小田攻委員、高橋和久委員

(2) 事務局

今泉健康部長、白井保健福祉総務課長、森健康企画課長、高本生活衛生課長、朝生平和公園管理事務所長、仁保健福祉総務課長補佐、中埜生活衛生課長補佐、堀健康企画課主査、林生活衛生課主査、鴨作保健福祉総務課主任主事、増田生活衛生課主任主事、中嶋生活衛生課主任主事、梶本保健福祉総務課主事、高川健康企画課主事

4 議題

(1) 部会長及び副部会長の選任について

(2) 千葉市休日救急診療所について（年度評価）

(3) 千葉市斎場について（年度評価）

(4) 千葉市平和公園について（募集要項等に対する意見）

(5) その他

5 議事の概要

(1) 部会長及び副部会長の選任について

部会長に高橋委員、副部会長に小田委員を選任した。

(2) 「4 議題（2）千葉市休日救急診療所、千葉市斎場について」

千葉市休日救急診療所及び千葉市斎場の年度評価についてを事務局から説明し、その後質疑応答を行い、委員会の意見を取りまとめた。

(3) 千葉市平和公園について（募集要項等に対する意見）

千葉市平和公園の指定管理者の選定に向け、募集要項と管理運営の基準等の内容について事務局からの説明の後、質疑応答を行い、委員会の意見を取りまとめた。

6 会議の経過

○仁保健福祉総務課長補佐 本日、皆様におかれましては、お忙しい中、早朝からお集まりいただきありがとうございます。それでは、はじめさせていただきますと思います。私は、本日の進行を務めさせていただく保健福祉総務課 課長補佐の仁と申します。どうぞよろしくお願いたします。

議事に入ります前に、お手元に配付した資料の確認をさせていただきます。A4で左上にホ

チキス止めをしておりますが、まずは「次第」で、めくっていただきまして「席次表」ですが、これは表裏になっております。上段の部分に「前半」と書いてあるもので、裏が「後半」となります。続きまして「委員名簿」、資料1「部会(年度評価)の進め方」、めくっていただきまして資料2「評価の目安(年度評価シート)」の1セットです。それから、事前にお配りしている水色のフラットファイルが1冊、これが本日の資料となっております。不足等はございませんでしょうか。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日の出席委員ですが、総数5名中3名でございますので、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項」に基づき、会議は成立しております。

なお、小田委員につきましては「到着が遅れる」という報告をいただいております。また、齊藤委員につきましては「都合がつかずに欠席」というご報告をいただいておりますので、ご承知おきください。

また、市の情報公開条例第7条及び第25条の規定に基づき、本日の会議は議題(1)、(2)、(3)、(5)については公開であり、(4)については非公開となっておりますので、お知らせいたします。それでは開会にあたりまして、健康部長の今泉よりご挨拶を申し上げます。

**○今泉健康部長** おはようございます。健康部長の今泉でございます。部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を言わせていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日は大変お忙しいところ、朝早くからご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、日頃より千葉市の保健福祉行政をはじめ市政各般にわたりまして、多大なるご支援とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして改めて御礼申し上げます。

さて、本日の医療施設等部会におきましては、各指定管理者に昨年度1年間の運営に関する評価についてご審議いただきますほか、平成30年度から新たに指定管理者制度を導入することが決まりました「平和公園」ですが、募集要項に対するご意見を頂戴したいと考えております。皆様方には是非とも豊富な経験と専門的な立場から、忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日はよろしく願いいたします。

**○仁保健福祉総務課長補佐** それでは、議事に入らせていただきますが、本日は任期を改めてから初めての部会となりますので、部会長が選任されるまでの間、仮議長を今泉が務めます。よろしく願います。

**○今泉健康部長** はい。では、部会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

それでは、ただいまから「平成29年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第1回医療施設等部会」を開会いたします。はじめに、議題(1)「部会長及び副部会長の選任について」に入らせていただきます。部会長及び副部会長の選任につきましては、条例の規定によりまして、委員の皆様方の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

**○大道委員** 私の方から、ご推薦申し上げたいと思います。部会長には高橋委員を推薦いたします。また、副部会長には小田委員を推薦いたします。

**○今泉健康部長** ただいま、大道委員より部会長には高橋委員を、副部会長には小田委員をというご発言をいただきましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○今泉健康部長　ありがとうございます。それでは、ご承認いただいたということで、高橋委員には部会長を、小田委員には副部会長をお願いしたいと存じます。

では、以上で私の任は終了いたしました。事務局にお返しいたします。

○仁保健福祉総務課長補佐　それでは、早速でございますが、高橋委員につきましては、部会長席に移っていただけますでしょうか。

それでは高橋部会長に就任のご挨拶をお願いいたします。

○高橋部会長　高橋でございます。ただいま、委員の皆様方のご推挙によりまして、部会長を仰せつかりました。このような重要な委員会の部会長ということで、私としては非常に大役ではございますが、皆様方のご協力を賜り職責を全うして参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。着席にて失礼します。

○仁保健福祉総務課長補佐　先ほど申し上げましたとおり、小田委員につきましては、遅れて到着ということですので。到着次第、ご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここからは高橋部会長に進行をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋部会長　はい。それでは、はじめに本日の審査の流れ等について、事務局よりご説明をお願いします。

○白井保健福祉総務課長　はい。保健福祉総務課長の白井でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料1「部会（年度評価）の進め方」をご覧くださいと思います。資料1はファイルの方ではなく、「次第」等についての方でございます。「部会（年度評価）の進め方」でございます。よろしくお願い申し上げます。まず、上から「施設の評価に係る資料の説明」でございます。施設所管課から「平成28年度指定管理者評価シート」の内容を中心に、昨年度の指定管理者による管理の実績、業務の履行状況などにつきまして、ご説明をさせていただきます。

次に質疑応答を行いますが、ここでは質疑のみを行いまして、ご意見につきましてはこのあとの「意見に係る協議」の際に、ご発言をいただきたいと思っております。

続いて「選定評価委員会の意見に係る協議」に入りますが、まず「1 指定管理者の財務状況」から、ご意見をお伺いいたします。ここでは、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するため、法人の財務状況に対するご意見をいただきたいと思っております。協議の流れでございますが、まずは公認会計士の岡田委員からご意見を頂戴し、その後他の委員からご意見をいただき、最終的に部会の意見としての協議・決定を行っていただきます。

次に「2 指定管理者による施設の管理運営」について、ご意見をお伺いいたします。ここでは、次年度以降の管理運営をより適正に行うため、「管理運営のサービス向上や業務効率化の方策」、「改善を要する点」、「評価する点」などに対するご意見をいただきたいと思っております。協議の流れですが、まず委員の皆様方のご意見に対し、ご意見ごとに文言の追加・変更等の協議を行っていただきまして、最終的に部会の意見としての決定を行っていただきます。

また、当該意見につきましては、評価シートの「7 総括（3）保健福祉局指定管理者選定評価委員会の意見」という欄に掲載させていただきます。ホームページ等で公表いたします。

説明は以上でございます。

○高橋部会長　ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは「議題（２）千葉県休日救急診療所について」に入ります。まず、施設の評価に係る資料について事務局よりご説明を願います。

○森健康企画課長　健康企画課長の森でございます。「休日救急診療所の指定管理者評価シート」について、ご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。恐縮ですが着座にて説明させていただきます。

それでは、資料1-1をご覧ください。まず、上段の「1 公の施設の基本情報」、中段の「2 指定管理者の基本情報」でございますが、こちらについては記載のとおりでございます。

続きまして「3 管理運営の成果・実績」でございます。（１）成果指標に係る数値目標の達成状況をご覧ください。こちらには指標が2つございます。まず、上段の「利用者アンケートにおいて『休日救急診療所があつてよかった』と回答した割合」ですが、こちらは目標値95%に対しまして実績が95.2%となっており、目標を達成しております。次に下段の「指定管理者が対応可能な苦情の件数」ですが、目標値が3件以内のところ実績が1件ということで、こちらも目標を達成しております。

なお、評価シートのひな形では達成率を記入することとなっておりますが、こちらは率で表すことが非常に難しかったため、「達成」または「未達成」と記載するようにさせていただきました。

続きまして、（２）その他利用状況をご覧ください。利用者数についてですが、救急患者に対する初期診療は20,468人の方が受診しておりまして、前年度と比べ708人の減少となりました。

次に、ねたきり老人・心身障害者（児）の歯科診療に関しては602人の方が受診しており、前年度と比べて70人の減少でした。休日救急診療所の患者数が減少した要因としては、ゴールデンウィーク中に患者数が伸びなかったことが考えられます。救急患者に対する初期診療と、ねたきり老人・心身障害者（児）の歯科診療を合わせた利用者数の合計は21,070人で、前年度と比べて778人の減少でございます。

続きまして、次のページをご覧ください。「4 収支状況」になります。（１）必須業務の収支状況ですが、こちらは記載のとおりでございます。一番下にいきまして、（２）自主事業収支状況ですが、こちらは該当がございません。

次のページをご覧ください。（３）収支状況でございます。これは（１）の必須業務と（２）の自主事業の合計になりますが、自主事業はございませんので、（１）の収入と支出の合計が記載されているものとなります。金額については記載のとおりでございます。

続きまして、「5 管理運営状況の評価」です。（１）管理運営による成果・実績、（２）市の施設管理経費縮減への寄与につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。（３）管理運営の履行状況ですが、主なポイントについてご説明をいたします。表中の「1 市民の平等利用の確保・施設の適正管理」でございますが、ここから下の3つめ「リスク管理・緊急時対応」につきまして、特記事項の中ほどをご覧ください。

こちらは、休日救急診療所が閉鎖している間に発生した災害発生時において、拠点救護所として当施設を利用すること等について、平成29年1月に指定管理者である「公益財団法人

千葉市保健医療事業団」との間に「災害時における運営協定書」を締結し、緊急時の対応についてより明確化したことを考慮して「B」と評価しております。

その他、表中に記載のとおり、概ね管理運営の基準等に定めている基準どおりに管理運営を行ったものと認めまして、「C」と評価しております。

続きまして、(4)保健福祉局指定管理者選定評価委員会意見を踏まえた対応ですが、「新たな感染症への対応や外国人患者とのコミュニケーション等についても、より意識した管理運営がなされることを期待する」というご意見をいただいております。こちらに対しまして「新たな感染症への対応については、千葉市、三師会等関係団体と連携体制を密に取れるよう体制づくりを確立していく」「東京オリンピックの開催を控え、外国人向けの案内表示や、診療申込書・問診票等の整備を進めている」という対応となっております。

続きまして、次のページをご覧ください。「6 利用者ニーズ、満足度等の把握」でございます。(1)指定管理者が行ったアンケート調査についてですが、「調査方法」「回答者数」「主な質問項目」については記載のとおりです。この他に、診療所内には「診療所長への手紙」として意見箱を設置し、随時ご意見を受け付けることができる仕組みにしております。調査結果は下の結果欄に記載しておりますが、概ね好評とのこと。また、(2)市・指定管理者に寄せられた意見、苦情と対応についてですが、「主な意見、苦情」及び「市・指定管理者の対応」については記載のとおりでございます。

続きまして「7 総括」です。(1)指定管理者による自己評価ですが、所見欄をご覧ください。成果目標である2つの指標をともに達成しており、また、市の定める管理運営の基準等に則した管理運営が図られたものとして「C」評価となっております。

次に、(2)市による評価でございますが、所見欄をご覧ください。緊急時対応について、新たに「災害時における運営協定」を締結したほか、診療に携わる医療スタッフと十分に連携しながら円滑な医療を提供したこと、当評価委員会の意見を踏まえ、外国人向けの案内表示や診療申込書、問診票などの整備が進められていることなどについて、優れた管理運営が行われているものと評価をしております。

全体としましては、概ね市が指定管理者に求める水準に則した良好な管理が行われているものとして、評価を「C」としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○高橋部会長** それでは、まず質疑応答から行いたいと思います。なお、ご意見は後ほどお聞きしますので、よろしくお願いたします。

それでは、ご質問がございましたら、お願いたします。

**○岡田委員** よろしいですか。1ページの「管理運営の成果・実績」の(1)のところ。苦情件数のところが、実績に1件となっていて、3件以内の1件ということで、5ページ(2)に「市・指定管理者に寄せられた意見・苦情の対応」と書いてあるのですが、ここに書いてあるのが1件の中身ということですか。

**○森健康企画課長** はい。5ページの方には4件とありますけれども、指定管理者が対応可能な苦情は一番下の1件のみで、上の3件につきましてはドクターの対応となります。そういうことで1件と考えさせていただきます。

**○岡田委員** これについては同一問題のようですが、「おわびするとともに」と書いてあるのですが、患者さんを長い時間待たせてしまったこと、そして違う病院に搬送させてしまった

ことですか。

**○保健医療事業団** 保健医療事業団の長友と申します。私の方からこの状況について説明させていただきます。お子さんが公園で遊具から落ちて頭をぶつけたという状況で、救急車で来られています。その時の体調ですが、血圧とか心拍数、酸素血中濃度というところは救急隊が調べて、うちの方でも看護師が調べるという中で、緊急的な異常は認められないこと。

そして、お子さんにも直接対応しながら状況確認をしたところ、お子さんも素直に返答ができて、反応がよろしかったということでした。救急車で来ていたのですが、すごく込んでいる時であって、前に診察にかかっている方で重傷的な方もいらっしゃったため、少々時間が遅れてしまった状況となり、少しお待たせしてしまうこととなりました。

**○岡田委員** はい。わかりました。

**○高橋部会長** 他に、ご質問はございますか。

**○大道委員** 二点伺いたいと思います。前回もちょっと伺ったことですが、1つは4ページの緊急時対応ということです。(3)の1番の特記事項の4行目に「緊急時対応について」と書いてありますが、昨年以前と状況が変わってきていることとして、大雨が降っていることが最近では報じられています。それについて、何かお考えがあれば教えていただきたいことが一点です。

それから、5ページの6-(1)の結果である2「主な質問項目及び回答」の下から4番目と3番目の他医療機関との違いや、診療点数加算と初期救急対応について、来られる方に情報等の伝達で何か具体的になさっていることがあれば、教えていただきたいのです。3分の1近くの方が「知らない」となっているので、検討していることがあれば教えていただきたいと思います。以上です。

**○堀健康企画課主査** まず、一点目のご質問からお答えさせていただきます。大雨の対応に関してですが、基本は震災時に怪我人が出る、周辺の診療所が閉鎖するといった場合に、今回決めているのは拠点救護所として、休日救急診療所を使うことです。他の診療所が閉鎖した時に、拠点救護所としてこの施設を使うことを今回は考えています。

大雨が降った時に、周辺の診療所が使えないことが起こった場合に対し、その対応をどうするのか我々も考えなければいけません。今のところ津波等とは違い、大規模災害として通常の大雨で周辺の診療所が閉鎖するのを想定した動きは、申し訳ないですが、他県でも無いことです。

おそらく実際にはすごく大雨が降って、大きな被害を被って、診療所が使えない時にはどうするかということですが、該当施設自体はそんなに強い施設ではないため、我々としても他の対応については検討していく必要があると思います。ただ、現状では、そこまでの考え方というのは検討しておりません。

続きまして、二点目の点数の加算と初期救急対応についての周知方法です。基本は、私ども千葉市としては休日救急診療所という施設について、市民の皆様にあくまでも応急の診療所であることは認定しつつ、各種広報等を通じてアナウンスをしているところでございます。ただ、そうは言っても、皆様の意識になかなか残ってくれないこともございます。引き続きどういう方法をとっていけば、より皆様にご認識いただけるのか、今後も研究していく必要があると思います。以上でございます。

**○大道委員** ありがとうございます。

○高橋部会長 他に、ご質問はございますか。ご質問がなければ、「選定評価委員会の意見に係る協議」に入りたいと思います。

それでは、まず、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から「指定管理者の財務状況」について、ご意見を伺いたいと思います。

なお、事前に事務局から、指定管理者である法人の3年分の決算書類をお配りしておりますが、これらの資料をもとに、まずは岡田委員より専門的見地からのご意見をお聞きしたいと思いますので、ご発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○岡田委員 はい。先に質問をしてもよいですか。報告の方が先ですか。決算内容については、特に指摘するようなことはないと思います。若干、確認をしたいというか、聞きたいことがあります。先日、質問をメモでお送りしましたが、1の方で資料2の次のページに「28年度使用料・手数料集計表」というのがあります。1年間の窓口診療の合計表になりますが、下の方に合計があって、休日救急診療で2億3,430万5,488円、特殊歯科診療で1,058万3,966円というところで、誤差があるのですが…。

○高橋部会長 すみません、資料のどこになるのか。

○岡田委員 ごめんなさい、資料2の…。私は表に書いてある収入の金額と、決算書の関係を確認したかったため、資料2と申し上げたのですが、資料1と書いてありますか。

○高橋部会長 資料1-3の中の資料2ですね。はい、わかりました。

○岡田委員 はい、そうです。今の年間の窓口における収入と、決算書に載ってくる収益の算定を確認したいのです。決算書の資料1-4でしょうか。貸借対照表の次に正味財産増減計算書があります。8ページです。経常収益のところの③ですが、指定管理事業収益、休日救急診療所 管理運営事業収益3億3,356万7,964円との関係はどうなっているのか、お聞きしたかったです。

○高橋部会長 よろしいですか。

○堀健康企画課主査 そのご質問からお答えします。まず、休日救急診療所の指定管理の評価シートを最初にご覧いただきたいのです。2ページをご覧ください。評価シートの4-3のところです。指定管理の評価シートの2ページです。2ページの(4) -1の囲みの一番下に「利用料金制度を導入していない」と記載してございます。

利用料金制度ではなく千葉市の収入になっているため、指定管理者である公益財団法人「千葉市保健医療事業団」の決算書の収入として記載されない扱いとなっています。

○岡田委員 こちらは千葉市の収入になっているのですか。

○堀健康企画課主査 はい。千葉市の歳入としてでございます。

○岡田委員 では、これと指定管理料については関係がないわけですか。

○堀健康企画課主査 はい、サービスに相当する費用は指定管理委託料で支払いをさせていただき、収入については別途千葉市に入ってくるという仕組みで行っております。

○岡田委員 わかりました。それから、正味財産増減計算書1-4ですか、これは10ページですか、ちょっと大きい紙になります。資料1-4の正味財産増減計算書ですが、こういう協議の場合、部門別に正味財産の増減を書くのですが、そこに疑問があります。千葉市休日救急診療所 管理運営収入は先ほどの指定管理料の数字と合っていると思いますが、部門は公の1ということですか。そのあとに公の2、公の3、公の4、公の5、共通があって、小計があって、次に収益の1があって、共通があって、法人会計ということで、全体の合計をとっています。

これを見た時に、収入の合計と支出の合計の収支差額は、会社で言うと損益ということですが、これがゼロになっています。ゼロというか、収入と経費が同じということで、すべての項目が全部ゼロということです。

通常の決算ではゼロというのはいりませんが、私もこういう立場なので他の団体も見ていて想像がつかますが、補助金収入があるのだと。これで調節しているというのは、すぐに想像で説明がつかますが、公の3からの補助金だけは多いのですが、公の2の部門には補助金が無いのです。無いのですが、これもびったりゼロなのです。ということは、どのみちどこかで一斉計算に合わせて、調整しているのではないかと思ったのです。

先ほど聞いた中に、補助金については市の補助金で精算をしていると書いてあったのですが、この公の2について考えられるのは事業収入ぐらいしかありませんが、どういうところで調整しているのか、事業収入は聞かなくてもいいのですが、他の面で按分計算をしているのかどうか、その辺の事情を説明していただきたいのです。よろしくお願いします。

**○堀健康企画課主査** それでは、引き続きご質問にお答えいたします。委員のご指摘のとおり、収入と支出が同額となっています。これは、私どもの方で最初に概算払という形で一度お金をお渡しして、年度末に金額が確定した差額について、市に戻入させているということです。その結果、支出と収入がイコールとなっています。

おそらくこの収益事業についても同様ということなので、現在は概算払での精算という形をとらせていただいています。今回、収益事業の収益が残っていないところも課題ですので、こちらに関しては対応策について検討を進めているところです。

**○岡田委員** 公の2の部分は、ここもそうですが、公の2の部分。

**○堀健康企画課主査** はい。委託も補助金も含めて、全部概算をしてから精算をしているという状況です。ですから、この5月にすべて金額を精算し、戻し入れているところです。

**○岡田委員** 決算書に未払金が残っていたので、たぶんそうではないかと。

**○堀健康企画課主査** おっしゃるとおり、市の方に戻し入れる金額が未払金として計上されています。

**○岡田委員** そうしますと、実績を全部精算払をするということなので、今やっているのは公の1の話なので、こちらとは関係ないと思いますが、指定管理者の中のある部分が指定管理ということで、大半が全部実績計算ですね。

ですから、これは後ほど意見の部分になるかもしれませんが、ある意味において、管理するためには、当初の概算払というのは、予算を決めて「このぐらいでやってください」と。それは指定管理の考え方かもしれませんが、それに基づいての実績なので、極端に言うともものすごく使い過ぎてもね、予算より使ってしまったもね、使ってしまったも実績だからついに出してしまうということなので、その辺の歯止めは作っておかないといけないのではないですか。

だから、それは概算払の時の考え方で、概算払でも多くは出ないのでしょうね。例えば、2億円を概算払しておいて、2億1千万円かかっても2億円で終わると。逆に見ている立場としては、概算払で何々に対して使うのが一種の予算管理というのか、そういう感じがしました。

**○堀健康企画課主査** 基本的な考え方はおっしゃるとおりです。ただ、概算の時に、社会事情等によって追加で我々がお金を払わなければいけない状況となった場合、元々の金額より多くを払うこともできるのが概算払制度となりますので、状況によってはこちらからの追加の支払となります。



ただ、指定管理の場合は、債務負担行為ということで総額を決めておりますから、これをオーバーするのは難しいという状況がございます。以上になります。

○岡田委員 財産目録については、説明でわかりました。あとは、監事の監査報告書があるかという質問です。あるいは、市の担当部署による各種監査の証明があるかということについて、いかがでしょうか。

○堀健康企画課主査 そのご質問についてもお答えいたします。まず、監事の監査報告書ですが、事業団でも評議員会というのを行っていて、そこで監事の監査報告書が提出されています。今年度で言いますと、29年5月19日付で監事からの監査報告書が提出されています。

市の監査についてですが、指定管理に関しては、現地で複数回モニタリングを行うことが義務づけられています。我々が現地に立ち入って、モニタリングレポートという形で評価させていただいています。以上になります。

○岡田委員 この前の時は、監事の監査報告書が付いていましたが、今回、こちらには付けないのですか。できれば監事の監査報告書も付けた方が良くと思います。以上でございます。

○高橋部会長 他にご質問はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ただいまのご意見を踏まえ、他の委員の皆様からご意見がございましたらお願いいたします。

それでは、「千葉市休日救急診療所における指定管理者の財務状況」に関し、当部会の意見としては「良好である」という趣旨でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定いたします。

続きまして、「指定管理者による施設の管理運営」について協議いたします。ここでは「管理運営のサービス向上や業務効率化の方策」、「改善を要する点」、また「評価する点」などについて、ご意見をお聞きしたいと思います。それでは、何かご意見はございますか。

ご発言がなければ、「千葉市休日救急診療所における指定管理者による施設の管理運営」に関し、当部会の意見としては「良好である」という趣旨でまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定いたします。

次の議題に移りますので、出席者の入替をお願いいたします。

(説明員の入替)

○高橋部会長 続いて、「議題(3)千葉市斎場について」に入ります。まず、施設の評価に係る資料について、事務局よりご説明をお願いします。

○高本生活衛生課長 生活衛生課長の高本でございます。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。それでは、斎場ですが、ファイルでは2-1の部分についてでございます。指定管理者の評価シートについては1ページをお願いします。

上の方からいきますが、名称につきましては「千葉市斎場」、設置目的については「火葬及び葬儀を行う施設」。ビジョンにつきましては「公益性、永続性を確保した火葬場の経営を行う施設」です。ミッションにつきましては「市民の葬送の基本的施設となること」です。見込まれる効果としては「サービスの向上及び効率的な管理運営」ということで、指定管理をお願いしています。また、成果指標及び数値目標については公募の際に目標値を設定しておりませんので、「なし」ということになっております。

「2 指定管理の基本情報」についてでございます。指定管理者名は「ちば斎苑管理グループ」、構成団体としては「イージス・グループ有限責任事業組合」及び「東京ワックス株式会社」という二者で構成されています。主たる事業所の所在地は四日市市、指定期間については、27年4月1日から32年3月31日の5年間としています。選定方法については公募したものでございます。

「3 管理運営の成果・実績」につきましては、目標値を設定をしないということで、特にありません。1ページをめくっていただきまして、2ページでございます。(2) その他利用状況を示す指標ですが、火葬件数の実績につきましては、平成28年度が、8,489件、27年度実績が8,260件、対前年度比として102.8%になります。以下、その他の利用件数についても100%を超えているような状況です。昨年度よりだいぶ利用が増えているものと考えているところでございます。

「4 収支状況」についてでございます。(1) アの収入ですが、こちらの収入につきましては、指定管理者から見た収入となりますので、市から見ると「支出したもの」となっております。合計額ですが、こちらは指定管理料だけの収入となりますので、合計額として3億4,900万でございます。27年度につきましては3億6,622万になりますので、前年度と差し引くと2,100万ほど減というところでございます。

また、指定管理者側の支出につきましては、合計額として3億3,540万円です。計画額から実績額が減となっている主な要因ですが、光熱費について、電気契約の事業者の契約者を変更したことにより4,200万ほど削減をしたという動きがあります。右側のページ、3ページをお願いいたします。自主事業は特に行っておりません。

(3) 収支状況についてです。こちらは収入と支出の差で見たところ、収支としては1,360万円ほど。27年度との比較ですが、27年度は1,700万円でしたので、収支については若干下がってしまっています。なお、この収益の1,360万円については、総収入額の10%を超えていないため、「利益の還元はしない」という取扱いになっています。

「5 管理運営状況の評価」ですが、指標が作成されていないため、「なし」ということです。1ページをめくっていただき、(2) 市の施設管理経費縮減への寄与でございます。こちらは提案額3億7,200万円に対し、決算額3億4,900万円となりますので、6.3%の削減となっております。こちらにつきましては、評価「B」が「選定時の提案額から5%以上10%未満の削減」になりますので、市の評価としては「B」としているところです。

(3) 管理運営の履行状況は、自己評価、市の評価ともに「C」ですから、下の欄にございますように、概ね事業計画に定めた水準どおりに管理運営が行われていたということで、適正な管理運営が行われていたと考えています。

次の5ページですが、「6 利用者ニーズ・満足度等の把握」につきましては、指定管理者が行ったアンケート調査としては、家族の待合室、式場棟、業者控室にアンケート用紙を常設し

ております。斎場と斎場職員による利用者からの聞き取りを主体とした、外部評価情報をもとに作成しています。アンケートの回答枚数は14枚で、意見聴取は62件となっています。

質問項目は「施設について」「職員について」「その他の要望等がありますか」という内容で行っています。回答者の属性については、遺族、会葬者、葬祭業者、それに類する業者さんということです。施設管理につきましては、待合室の利用についての意見、要望が主に見受けられております。職員関係の対応については「業務の丁寧さや対応の良さに対して賞賛をいただくことが多い」という評価をいただいております。

また、市・指定管理者に寄せられた意見・苦情と、それについての対応です。(2)に戻りますが、高齢化が結構進んでおり、足の不自由な会葬者がいるため、遺族の皆様の多くが洋室を希望しているということです。そこで、公平な利用の上に説明を随時行いまして、ご理解をいただいております。また、和室の待合室があるのですが、そちらについては、高座椅子の追加を希望ということが結構ありますので、4脚から8脚に増やしたところです。

また、1ページめくっていただきまして「総括」についてでございます。6ページですが、指定管理者による自己評価、市による評価、いずれも市の求める一定の基準を超えて良好な管理が行われたということで、「C」ということでございます。

指定管理者による自己評価は上の方の欄になりますが、故人様への尊厳を保つために、社内テストに合格した者のみがセレモニーを行えるシステム、また、遺骨収集後にご遺族様から「丁寧ありがとうございます」とのお言葉をいただけることに繋がっていると、自負しているところでもあります。

そして、故人様への尊厳を保つため「火葬中のデレキ操作を極力行わない」という火葬を行いました。このデレキというのはL字型になったもので、焼いている間に遺骨をならず作業をしないといけません、それをすると遺骨がバラバラになってしまいますので、なるべくしないようにということで、施設ではきれいに収骨させるという点に留意して作業しております。

また、今年29年の3月からですが、火葬予約をWeb上で行えるようにしました。こちらについては業者さんがメインで使っていますが、「遺族の前で予約ができ、打合せもスムーズに行うことができる」とのお言葉をいただいております。また、その他にも火葬の予約状況がインターネットで見られるようになりましたので、どなたでも火葬予約の空き状況を確認できることとなり、より透明度の高い予約管理を行えるようになったところです。最後にコスト削減については、先ほど申し上げましたが、電気の契約先を変更したことによりコストの縮減ができたことがございます。

また、市による評価ですが、下の欄の外部評価情報シート等で、丁寧な説明・対応や改善意識をもって業務を行っている様子が見受けられています。また、社内テストに合格した者のみが遺骨の収集業務が行えるよう、利用者の立場に立った対応に努めているという点を評価しております。

その他、有資格者の増加などに努めていること、あるいは電気・ガスの使用料削減に努めていること、先ほども申し上げましたように火葬予約をWeb上でできるようにして、その適切な運営に努めていること。また、何か問題がある場合についても、随時、速やかな情報をいただいておりますので、実際の運営管理については、今のところ支障がないという状況になっています。全体評価としては、ちょっと駆け足になりましたが、以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、まず、質疑応答から行いたいと思います。

ご質問がございましたら、お願いいたします。

○岡田委員 1ついいですか。私は今回委員に選ばれたものですから、過去のことがわからないのですが、例えば1ページのところです。他の団体の場合ですと、成果の指標ということで、ここに数値目標が出てきますが、こちらの場合は斎場のため出せないということでしょうか。数値的にはなかなか出しにくいということなのでしょうか。

○高本生活衛生課長 そうですね。効率的な管理運営ということで、集客数を増やしたとか、そういうことが通常の場合では評価になるのですが、火葬部分の特殊性がありまして、特に数多く焼けばいいという問題ではありませんので、いらっしゃった方や、故人の遺骨をなるべくスピーディに速やかに火葬するところだと思いますから、目標値や成果指標を立てるのはなかなか難しいのかと。

また金額だけの削減を想定しても、回転速度も増すこととなりますので、その辺りのところもありますから、成果指標というのはちょっと難しいのかと思います。

○岡田委員 基本的には、お断りは一切しないものでしょうか。満杯であってもね。

○高本生活衛生課長 そうですね。お待ちいただくことはありますが、焼かないという、火葬しないという選択肢はございませんので。あとは他市で火葬されているという事例もありますが、どちらかと言うと、他市の方が千葉市を利用することはあっても、千葉市の方が他市でというのはあまり見受けられない形です。

○岡田委員 火葬時間が1時間ぐらいますからね。わかりました、ありがとう。

○大道委員 全体的なことですが、管理されている会社は他のところもあるわけですが、千葉市の斎場と他のところとで、何か違ってきているようなことを把握されていれば、教えていただきたいのです。千葉市は千葉市だけですが、業者さんの方としては実際にお仕事をされている他のところもあるわけですね。というのは、高齢化社会が進んで、高齢の方の葬儀が必然的に増えていくわけですから、そういうことも含めて、何か状況がわかれば教えていただきたいです。

○高本生活衛生課長 たぶん、お葬式の話になるのかと。斎場ですが、実際には焼くという仕事がありますが、もう1つには式場がありますので、そちらについては利用者が別の業者を頼んでそこで行う形となっているため、指定管理者が葬儀を直接行うことはありません。喪主様の考え方等がありますので、場所としてお部屋はお貸しするのですが、実際の葬儀はそれぞれ喪主の方が民間の葬儀業者に頼んで行う流れとなります。

○大道委員 ありがとうございます。もう一点ですが、事業報告書18ページの下から2行目の残骨灰についてです。この辺りの文章で気になることがあります。ここでは、慰霊祭は最終埋葬地で行っていると書かれているのですが、これ以外のことについての変わった情報は把握されているのですか。

○千葉市斎場 千葉市斎場の徳尾でございます。私どもでは月に2回、業者様に残骨灰を回収していただき、供養していただいております。

○大道委員 そこから先のことはお任せということになっていますね。

○千葉市斎場 そうですね。はい。最終的にはお寺様でご供養いただいているということです。

○大道委員 ニュースを見て驚いたのですが、それを売却されている業者さんがいるという情報がありましたので、ちょっとお尋ねしただけです。ありがとうございます。

○高本生活衛生課長 基本的には、関東では全骨収骨ですので、金属も一緒に基本的には骨壺の中に入れてしまいます。「入れないでください」という話になれば、残骨灰処理になりますが、金属片についてはそれほど出ていないのではないかとこのところだと思います。関西などの場合は「一部だけ」お骨を骨壺に入れる習慣がありますが、関東の場合は全部入れてしまいますので。

○大道委員 わかりました。それともう一点です。施設が出来てから、かなり時間が経っているのですが、実際の管理について特に心配りをされているところがあれば、教えていただきたいのですが。

○高本生活衛生課長 そうですね。全体的に老朽化してしまっていて、炉の管理等については毎年定期的に行って来ていますが、2階部分に植えた木が思ったよりも大きくなってしまい、根っこがかなり広がっています。そういうことがあって、2階部分に木があること自体が、管理上ではなかなか難しくなっています。根っこが出てきて、ブロックを、下の屋根を破るような勢いで伸びているため、今後は木の管理をどうしていこうかという部分が出て来ています。その影響で、一部の雨水の流れを悪くしてしまい、1階の屋根に雨漏りがするとか、

実際に、この間も遺体が入ってきて、炉に入れるまでに待つ所があるのですが、その所に雨が落ち始めてしまいました。問題のある部分を確認したのですが、どうやら屋根の上にある木の根がイタズラをしていたらしいのです。そういうようなことが今は起こりつつあります。

もともと近隣の方との交流の中で、なるべく目立たないようにして欲しいということで、木で覆い隠すようなものを描いていたとのことですが、しかし、こんなに大きくなるとは考えていなかったようでして、普通は大きくなるような高木は植えないようですが、高木を植えてしまい、2階の部分の屋根の隅っこですが、高木がどんどん大きくなってきており、今後どうしようかという問題がございます。

○大道委員 頑張ってください。以上です。

○高橋部会長 他にご質問はございますか。

○小田副部会長 葬祭場の関係ですが、市の方では、結局、事業者の方へ管理を委託することになるわけですね。その場合、状況視察と言いますか、状況把握のためにね、これはどういうふうにするのか教えてもらえますか。

○高本生活衛生課長 そうですね。定期的に3か月に一度ぐらいは、私の方で実際に伺って現地を見たりしています。あるいは、斎場から「これはちょっと異常がありますよ」ということであれば、対応して連絡を密にしていく状況になります。

○小田副部会長 葬祭場に出向いて行っているわけですね。事業主にある程度質問をして、おおよそには聞き取ってということですか。

○高本生活衛生課長 そうですね。比較的良好な形で行われているのは、私どもも認識はしているところです。

○小田副部会長 、現在の指定管理者を選定した時にも言いましたが、二者が合同で1つの団体を組んでやっているわけですから、方針の違いがあったらどうするのかと聞いたのですが、受け持ちのようなものがあるのですかね。あるいは、ここはこの会社が持つというように。

例えば、構成しているのは東京ワックス株式会社と、イーグス・グループ有限責任事業組合ということですが、東京ワックスはどういうところを担当しているのですか。

○千葉市斎場 千葉市斎場の徳尾でございます。東京ワックスでは設備の管理を主にやって

おります。清掃や館内のメンテナンスといったものを、すべてお任せいただいています。私どもイービス・グループでは事務業務や火葬業務を行っています。

○小田副部長　そうすると、火葬に関する設備のチェックは東京ワックスにお願いをしていると。もう一つのイービス・グループの方は何ですか。

○千葉市斎場　事務業務と火葬業務です。受入、収骨、火葬といったものは、私ども(イービス・グループ)がやらせていただいています。

○小田副部長　東京ワックスが行っている設備点検については、イービス側は別に口は出さないということですか。

○千葉市斎場　お互いに相談をしてから、話を進めています。

○小田副部長　今のところは上手くいっているわけですね。

○千葉市斎場　はい。

○高橋部会長　他にご質問はございますか。ご質問がなければ、選定評価委員会の意見に係る協議に入りたいと思います。先ほどと同様、「指定管理者の財務状況」について岡田委員よりご意見をお聞きしたいと思いますので、ご発言をお願いいたします。

○岡田委員　ちょっと、今の続きになりますが「東京ワックス」と「イービス・グループ」と「ちば斎苑管理グループ」との関係というのか、今の話では東京ワックスが施設の設備維持管理関係をやっている、イービスの方では火葬等を全部やっているのですね。では、指定管理料のお金はどちらにお支払をしているのでしょうか。それとも両方に分けてですか。

○高本生活衛生課長　グループ全体にお支払をしている形になりますので、分けてはおりません。

○岡田委員　お支払している先は、そうすると斎苑管理グループですか。

○高本生活衛生課長　斎苑管理グループということで、1つの公募があった形ですから、そこへのお支払いになります。

○岡田委員　そうすると、そちらでイービスと東京ワックスに分けているのですね。財務状況の関係なのですが、一応、一番最後の方にある千葉市斎場管理表ですか。他のところもそうですが、基本的に事業を受ける形式というのが入っていますよね。この場合は10条でしょうか。毎決算期末以後、30日以内に斎場の管理に関する収支報告書を市長に提出しなければならないと書いてあって、今回も一応3年間の決算書があります。

私は公認会計士なので、決算書を見れば、例えば債務超過ではないとか、あるいは不透明な勘定科目がかなりいっぱい残っていると、通常行われる決算ではないことがあればご指摘するのですが、一応この決算書を見た範囲では、こういう負債の状況とか、著しく仮勘定が残っていると、役員に関する不正があるとか、そういうものは見当たらないので良いと思うのです。

一番お聞きしたかったのは、先方の、例えばこのイービス・グループについて、これを見ると27年度の収入が26億ぐらいになっています。29年3月期の決算を見ると、今年の売上高は31億です。

先ほどもありましたが、他の指定管理者などは、だいたい千葉市が払っているお金が、失礼ですが向こうの決算書に入っているということで、そういう証明ではないですが、部門別とか、何らかの形でこちらが払ったお金が向こうの会計に入っていることを確認したり、あるいは収入の中に千葉市の収入が入っていると、あるいは千葉市との関係の指定管理の会計はこうなっ

ているとか、そういうものをいただいているのかという疑問があったのですが、これは先ほどいただいた資料になるのでしょうか。先ほど、始まる前に事務局からいただいたのですが。

○高本生活衛生課長 イーゼス・グループの表ですか。

○岡田委員 だから、指定管理に関する収支で、向こうの会社の収支状況ということですか。

これは全体の決算書ですから、これではなくて、この指定管理グループに関するものだけの損益ということでの計算書はないのでしょうか。

○高本生活衛生課長 イーゼス・グループ自体はそれで収益が見込めるのか、千葉市の分は…。

○千葉市斎場 千葉市だけになると、こちらの収支報告書でやっているだけです。

○岡田委員 イーゼス・グループ自体は、千葉市だけのための組合ではないのですか。

○高本生活衛生課長 千葉市だけではないです。

○岡田委員 指定管理の契約は「ちば斎苑管理グループ」としているから、イーゼス・グループと東京ワックスは関係がないので、出ないのですか。

○高本生活衛生課長 イーゼス・グループ全体の収益や損益は出ているのですが、千葉市のみについては、別に報告が出ていますので、それで運営状況を確認していると。その数字をもとに作ったものが2ページの収支状況という流れになっています。ですから、この収支状況は、千葉市が支払った分に対する収支は、何に使ったのかという勘定は上がってきています。

○岡田委員 通常ですと、この決算の中に指定管理料の項目が入っているのがわかる形で入れていただきたいのです。ちょっと言葉は悪いのですが、こちらはこちらの表で、千葉市の資料はこちらの表ですが、実際に違う経費が入っているというのもあり得ることです。

ですから、決算書と、千葉市に出した報告書との数字に整合性があるかと言うと、他の団体についても先日お話をしたところですが、要するにこの決算内容と、一番良いのは指定管理の収益と損益とを出して…。

○高本生活衛生課長 会社全体ではなくて、施設別の損益計算等を作ったらどうかということでもよろしいのですか。

○岡田委員 それと、その数字が全体の決算に数字的な合計が合うのか。そうすると、ちょっと言葉は悪いのですが、千葉市に出した収支状況では収益と費用がほぼゼロになっていると。しかし、他のものには損益は出ていると。要するにそこに入れるべき費用を入れないとか、これは例ですが、極端に言うと指定管理のところではゼロなのに、他のところの数字を見たら、本当は何かあるかもしれないですね。そういう質問はありませんか。

○高本生活衛生課長 その数字については、一応この3ページの部分にある1,300万というのが、千葉市の分のグループの売上や経費になるのですが、その内訳について検証する書類を、委員の方に提出した方がいいということでしょうか。

○岡田委員 私の方は全体の評価なので、市の方で確認をやっていただければと。極端に言うと、言葉は悪いですが、利益が出ているのは指定管理料が高すぎるのか、サービス内容が悪いのでしょうか。経費も少なくなったとか。

○高本生活衛生課長 そちらについては、基本的に総額の10%を超えた時には、還元してもらっておりますので、結局、千葉市としては支出を、予定していた支出を、損益の方でいただきますが、それ以上にそういうことが、指定管理者の経営努力のことをございますので、そちらの方で考えていくのかなと思っております。

また、実際の費用の3億4,900万円と、支出の3億3,500万円の内訳については、市のほうに提出されておりますので、そちらについては当方で確認をしてあります。

○岡田委員 今の話でわからないのですが、条例で決めている収支報告書というのは、基本的にこのレベルで良いということですか。決算書は、私が言いたいのは今言った部門別などということですが。

決算内容を一番把握するためには、債務費ということで、審査の時にも使うと思いますが、税務申告書にある財産債務費、納税申告書にある実際の費用、現在、事前に審査をする時は過去3年間ぐらいの税務申告ということで、今は納税証明を出しますが。

収支報告書などでは、部門別があったりすればわかりますが、結構なかなか理解できなくて、特に大きいところでは31億のうちの3億円ということで、9割は他のものですね。極端に言うと、千葉市では照合しかやっていないのだけだね。決算書を見ればすぐわかるのですけれど。

○高本生活衛生課長 基本的には、そういうグループ全体や会社全体の損益計算と、貸借対照表なのかということはあると思いますので。たぶん支店内経理というような形の話ですよ。

○岡田委員 そうですね。千葉市に出していただいた数字と、全体の数字との整合性というか、こちらはこちらではなくて、きちんとこの決算書に入っていることが確認できると良いのかと。全体の中に入っているということがね。全体はものすごく利益が出ているとか、損が出ているというのを、千葉市でもね。

その場合は何かあるのかもしれないから、中身を質問するぐらいは聞いても良いと思います。何でこんなに利益が出ているのですかとか、例えばの話ですから、出ていないかもしれませんが、逆にマイナスの場合もあります。逆に、会社の損益にも例えばものすごく赤字の部門があると、ひょっとしてこちらに影響してしまうかもしれませんね。

○高本生活衛生課長 その辺りを気を付けて確認を行います。

○小田副部長 この自己評価のところですが、5ページの「6 利用者ニーズ・満足度等の把握」の一番最後のウのところ。職員関係で「業務の丁寧さや対応の良さに対して、賞賛をいただくことが多い」とありますが、これはどういうことなのですか。賞賛というのは、「素晴らしい」というのが賞賛になります。

○千葉市斎場 千葉市斎場の徳尾でございます。これは主に収骨を行った後に言われるお言葉ではあります。「大変丁寧にやっただきまして、ありがとうございます」とか、あとは「綺麗に火葬していただきありがとうございます」といったお言葉を、大変多くいただいております。

○小田副部長 全員がですか。

○千葉市斎場 職員の話ですが多くの方にお言葉をいただいております。

○小田副部長 この結果のところと市のところを並べてみると、やはりズレがあるのです。温度差がね。市の評価を見ると、これは「素晴らしい」という評価はできないのです。それから、その前ページの4ページを見ても、自己評価と市の評価も全部「C」になっているでしょう。そうすると、賞賛をいただいているというイメージとはちょっと違うのです。ちょっとここは褒めすぎではないかと思うのですが。

○千葉市斎場 そうですね。賞賛をいただくというのは、やはり当たり前のことをきちんとできているから賞賛の声をいただいていると、私どもでは思っておりますので、当たり前のことを当たり前にするということ。



○小田副部長 賞賛というイメージとは違うのではないですか。敢えて言わせてもらおうと、賞賛という言葉はおめでたい時に使うのですね。葬儀などをする時は賞賛という言葉が似つかわない。異様に聞こえているのです。

賞賛という言葉は、「素晴らしい、良いな」ということで、ぱあっと陽動的で、かつ能動的で、その時の「喜ぶ」とか「嬉しさ」という感動が出てくる場合に使うわけですね。しかし、葬儀はそういう場なのでしょうか。

○千葉市斎場 そうですね。大往生とか、そういった時にはすごいお祭り騒ぎになるという話もあります。

○小田副部長 ちょっと違うでしょう。だから、書きたいのはわかるのですが、用語を伝えるのも丁寧にしてもらって。

○千葉市斎場 かしこまりました。

○小田副部長 おそらく、皆さんに「本当に丁寧にやっていただいております」ということで、感謝されていると思うのです。そうすると、むしろ賞賛という言葉ではなくて、「感謝をいただいている」という方がじっくりくるのではないですか。そぐわない言葉を使ってしまうと、何かだいぶ吹いている感じになってしまうのです。私のいじわるな気持ちがそうさせるのかもわかりませんが、そう見えてしまうのです。

だから、ここはやはりクールにやりたいわけです。その証拠に市の方の評価を読んでもね、その点が大きさのようだから、読んでいて「あれ」と思うわけです。市の方では何も評価していないわけですから。説明はしているだろうにね。そういう点にも気をつけてください。特にアピールするところではないでしょう。

○高本生活衛生課長 実際に聞いておりましたけれども、お葬式自体の暗いイメージの中で、焼き上がってきた時にきちっと形が整えられて綺麗にできたとか、やはり、焼き具合によっては骨がバラバラにとんでしまったりするようなのです。遺族の方でも「お父さん、こんなふう綺麗になって、お骨になったのね」ということで、感謝の念をもって「ありがとうございました」と言われることは、結構ありますと。表現の仕方については、ちょっと賞賛というのはふさわしくないとします。

○小田副部長 ちょっと賞賛とは違うのです。正確に言えば「感謝をいただいている」ということですね。

○高本生活衛生課長 実際に現場で働いている職員にとっては、暗い中で「ありがとうございます」と言われることは、かなり励みになるということで、こういった扱いになったと思います。

○小田副部長 まあ、そうでしょうね。私もそうだと思います。そういうことのように思います。わかりました。

○高橋部会長 他にご質問、あるいはご意見はございますか。それでは、「千葉市斎場における指定管理者の財務状況」に関し、当部会の意見としては「良好である」という趣旨でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定いたします。

続きまして、「指定管理者による施設の管理運営」について、何かご意見はございますでしょうか。

ご発言がなければ「千葉市斎場における指定管理者による施設の管理運営」に関し、当部会の意見としては「良好である」という趣旨でまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定いたします。

それでは、ここで副部会長にご就任いただいた小田委員に、ご挨拶をしていただきたいと思います。

○小田副部会長 先ほどは、遅れて申し訳ありませんでした。皆様のご推挙によりまして、副部会長を仰せつかりました小田でございます。会長を補佐して、その任務にまい進して参りますので、よろしく申し上げます。時には辛口の意見も言いますが、決して悪意はありませんので、それがむしろ私の役目だと心得ていますので、そのつもりで聞いてください。よろしく申し上げます。

○高橋部会長 なお、本日、部会として決定いたしました意見の文言の整文等については、私にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定いたします。

続きまして、「議題(4) 千葉市平和公園について」に入ります。ここからは非公開となります。事業者の方は退席をお願いいたします。

(事業者退席)

○高橋部会長 それでは、審議に入る前に、進め方と資料の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○白井保健福祉総務課長 それでは、「議題(4) 千葉市平和公園について」の、募集要項等に関する意見に係る進め方と、資料の取り扱いについてご説明をさせていただきます。

本件は、千葉市平和公園の指定管理者の選定に向け、「募集要項(案)」と「管理運営の基準(案)」などの内容について、ご審議をいただくものでございます。まず、進め方でございますが、施設所管課より、それぞれの内容についてご説明をさせていただきます。

「募集要項」とは、千葉市霊園設置管理条例の記載を基としまして、対象施設の概要、業務の範囲、リスク分担等といった、大まかな公募の内容について示したものでございます。また、「管理運営の基準」とは、指定管理者が行う業務の詳細を示したものであり、いわば仕様書にあたるものでございます。より良い募集要項となりますよう、ご審議をいただきたいと思います。

次に、資料の取り扱いについてでございますが、委員の皆様のお手元にお配りしてあるファイルの資料3-1から3-4、及び参考資料の3-1につきましては、千葉市情報公開条例第7条

第3号の規定による不開示情報を含みますことから、本日の部会終了後、回収をさせていただくことをご承知おきいただければと思います。説明は以上でございます。

○高橋部会長 よろしいですか。続きまして、施設所管課からの説明をお願いいたします。

○高本生活衛生課長 はい、生活衛生課でございます。よろしくをお願いいたします。こちらの平和公園につきましては、資料3の部分ということになります。ちょっと分量が多いものですから、重要な部分だけを説明させていただこうと思います。概ね30分ほどかかるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料3-1の部分から説明させていただきたいと思います。資料3-1「千葉市平和公園 指定管理者募集要項（案）」の、主な点についてご説明いたします。はじめに3ページをお願いいたします。めくっていただきまして「3 公募の概要」についてをご説明しようかと思っておりましたが、一応、場所の方をその前に見ていただくと、おそらくご存知だとは思いますが参考資料3-2に地図がございます。3-2を開いていただくと、A3の資料が付いております。こちらが平和公園の全体図になっております。

多部田町にあるのですが、今回指定管理をお願いするエリアとしては、旧墓域と、拡張D、拡張Cと書いてある3つのエリアと、外側を薄いグレーに囲ってある部分について指定管理をお願いすることとなります。

その他に、左側の上にあるまだ開発中のAという地区と、右側の上の方にBという地区がありますが、こちらについては今回指定管理を基本的にはお願いしないということです。実際にお墓があるのが旧墓域と拡張Cと拡張Dというエリアなので、こちらのエリアについての管理をお願いしたいと考えているところでございます。ちなみにイメージとしては、場所については京葉カントリー倶楽部の隣にあるということです。

では、すみませんが、3-1にお戻りいただきまして、3ページ、「3 公募の概要」についてです。管理運営対象施設につきましては、千葉市平和公園ということになります。指定の期間につきましては、市の指定管理がガイドラインにより原則5年間とされていることから、来年の平成30年4月1日から平成35年3月31日までとするものです。(4)選定の手順についてですが、表の「募集要項等の公表・配布」を8月29日に出しまして、次回、当部会における会議の部分はその他の部分の平成29年10月20日を予定しております。その時に委員会によるヒアリング、選定の実施をお願いしたいと考えているところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。「管理対象施設の概要」についてです。名称はここに書いてありますが、ビジョンについては「多様な市民の宗教的感情に対応し、安定的かつ永続的な墓地運営を行うとともに、墓参者及び公園利用者へのサービス向上に努める」とするものです。ミッションについては「ユニバーサルで良好な墓参環境の整備」ということです。現在は高齢化が進んでおりますので、高齢者や障害者にも対応した、ユニバーサルで良好な墓参環境の整備をしていく必要があります。あとは「憩いの場に相応しい公園機能の拡充」です。

平和公園につきましては、40%について、森林を確保しなければならないとなっております。桜木霊園と違い、霊園という名目だけでなく、こちらには公園の要素も混ざっておりますので、公園的なものについての機能も求めていくものでございます。

次のページをお願いします。(4)施設の概要についてです。所在地については多部田町1492番地2、先ほど図面で見させていただきましたが、総面積95.4ヘクタールでございます。そのうち、今回指定管理をお願いするエリアとしては、70.4ヘクタールとなります。先程お話し

しました旧墓域とC、Dという地区について管理をお願いをしたいと思っております。

(5) 指定管理者制度導入に関する市の考え方についてでございます。本施設では、指定管理者制度導入による利用者サービスの向上により、施設利用者の満足度を向上させる効果を見込んでいます。従いまして、指定管理者の民間事業者としてのノウハウを活用して、施設利用者の満足度を向上させることを期待するところでございます。

また、今回の「成果指標」としては「墓地利用者へのアンケートにおける利用者満足度」を、「数値目標」としては「アンケートの結果、8割以上の墓地使用者が窓口対応及び施設管理に満足していること」で、今回は設定していきたいと思っております。なお、このアンケートにつきましては、毎月の月次事業報告書により、逐次これを報告させることを予定しております。

次ページをお願いします。「5 指定管理者が行う業務の範囲」についてですが、(1) 指定管理者の必須業務のア～ウまでがでございます。「ア施設運營業務」として、墓地使用の許可等の管理運營業務がでございます。その他に「イ施設維持管理業務」として植栽管理や清掃、「ウ経営管理業務」としては事業計画書の作成業務等を必須業務としております。

また、ここには書いてございませんが、施設の運営にあたっては園内がかなり広い状況になっておりますので、園内での送迎サービスといった企画提案を、指定管理者にはお願いしたいということが1つあります。その他に(2)として自主事業として行うことができる事業があります。これについては施設の設置目的に適合し、施設利用者へのサービス向上につながる業務となりますので、お花の販売であったり、お墓の掃除等が業者さんの方から提案が上がってくるかというところが想定されております。

なお一方で、自動販売機につきましては、市の公募貸付によるものとするために「指定管理者の自主事業として行うことはできない」という条件を付するものでございます。

次ページをお願いします。7ページですが「6 市の施策等との関係」についてです。(1)といたしまして「市の施策理解」ということです。こちらにつきましては、施策を理解の上、業務等を実施することを基本とします。市の施策ということで、先ほど申し上げたミッション等に基づいて行ってくださいということ。(2)としては「市民利用」です。こちらについては、公園機能の充実と活用に努めてくださいという内容を、墓地の利用者だけでなく、一般利用の方に対しても充実にも努めていただきたいと思います。

(4)につきましては「市内雇用」ということです。現在の施設職員には非常勤職員等もおりますので、継続雇用への配慮及び障害者雇用の確保という内容を、指定管理者にお願いしたいと考えております。

次に11ページをお願いします。「8 応募に関する事項」につきましては、市のガイドラインの内容となっておりますので、そちらの内容をこちらに書いてございます。他の指定管理者ともいずれも同じとなっております。

少し飛びますが、

2枚めくっていただきまして、16ページでございます。「9 経理に関する事項」についてです。霊園事業につきましては、利用料金制を採用せず、地方自治法に規定する使用料金制を採用しているため、墓地管理料等の使用料や申請手続きにかかる手数料は、市の歳入といたします。

(1)としまして「指定管理者の収入として見込まれるもの」についてです。こちらについてはいわゆる指定管理料になります。こちらの方の基準額ですが、9億2,400万円と記載してございますが、これを記載した後に、財政課の査定を受けまして額が変わっております。金額

の方は8億8,300万円に訂正をお願いしたいと思います。8億8,300万円が基準額となりますので、5年間でこの額を基準額として設定いたします。

指定管理料における提案で基準額の8億8,300万円を超えるような額を示した場合には失格となります。その他に「イ」としまして「自主事業による収入」です。先ほどちょっと申し上げましたが、お墓の清掃とか、物販サービスとかそういったものの収益が指定管理者に入る収入になります。

めくっていただきまして、次に、18ページをお願いいたします。「10 審査選定」につきましては、後ほど3-4の方で細かく「候補者選定基準」というのがありますので、そちらで併せてご説明をさせていただきたいと思います。

続きまして、資料3-2「千葉市平和公園 指定管理者管理運営の基準（案）」についてでございます。これは、指定管理者が行う業務の詳細などを示した仕様書にあたるものであり、その詳細説明は時間の関係で割愛させていただきたいと思いますが、一点だけ少しご説明いたします。

18ページをご覧ください。18ページのところですが、「3」としまして「企画提案業務の実施」という項目を入れております。こちらについてですが、本施設では平日の施設内の移動手段が、自家用車の他には管理事務所で実施している貸出自転車しかないような状況となっております。公共交通機関で来園する墓参者の移動手段が、かなり問題となっている状況になっております。

園内は大変広いのですが、園内に入って来るバスとしては、鎌取から来るバスがありますが、土日祝日、お盆、彼岸の時だけ園内に入って来るものがあります。それ以外については、千葉駅から正門まで来るバスがありますが、正門で終わってしまうため、来園者の方の墓地が奥の方にあると、歩いて片道40分ほどかかってしまうという状況になっています。

今回の指定管理導入に伴い、指定管理者の提案によりまして、園内の輸送手段についての提案をお願いできればということで、その内容をここに書いております。指定管理者が民間企業として、施設利用者の園内移動手段の確保と、対利用者サービスを促進する事業を企画・提案するというところで、応募者の方に「提案をしてください」というお願いをするところでございます。

つきましては、具体的な手法については応募者からの提案といたしますが、その経費については指定管理委託料の中から支出していく形で、市としては考えているところでございます。その分につきましては、市の側の委託のような形になりますので、その料金については市の方で持つことを考えております。

次に、資料3-3「様式集」についてでございます。様式集は申請に関する各種の様式ですが、応募者はこの千葉市霊園管理規則に定める申請書の他に、この様式に定める各種の添付書類、提案書を提出してもらうこととなります。様式については詳細についての説明は割愛させていただきたいと思います。

資料3-4についてでございます。資料3-4の部分ですが「千葉市平和公園 指定管理予定候補者選定基準（案）」になります。この基準ですが、応募者から提出された提案書等を、公募による募集要項等の内容により、選定委員会（当委員会）の方で総合的に評価するための基準を示すものでございます。

1ページをお願いいたします。審査の方法についてでございます。（1）として形式的要件

審査がございます。提案書などによりまして、各応募者が募集要項に記載する応募資格要件を満たしていることを、事務局が確認した上で、委員の皆様にご報告いたします。(2)としては提案内容の審査ということで、こちらが2次審査になります。審査の概要ですが、提案書の記述内容につきまして、本選定評価基準に示す採点基準に従い、委員の皆様から評価をしていただくところになります。

ただ、一部の審査項目については事務局の方で事前に採点し、委員の皆様方にご報告させていただき流れとさせていただきたいと思っております。採点結果の委員一人あたりの平均点を、審査項目ごとに算出した後に合計して、総点数を算出することを考えています。「なお」書きのところですが、総点数の差が満点の枠の1%以内である時については、合議により順位を決定する方針をとらせていただきたいと思います。

次に、4ページをお願いいたします。「提案内容の審査」についてです。(1)審査の方法です。各審査項目における配点については原則として5点といたしますが、重要な審査項目については配点を高くして、150点満点とするところです。なお、「5施設の管理に要する経費を縮減するものであること」の部分のように、10点と書いてあるところが厚くしている点になります。

先ほど申し上げましたが、本施設につきましては使用料金制をとっているため、市の一般的な基準で書いてある目標には利用料金に対する項目がありますが、利用料金制をとっていないということもあるため、審査項目からは削除しているところでございます。

次に1ページめくっていただきまして、「イ 審査項目の配点の考え方」です。重要性を勘案し、加点して10点とした前ページの7項目についてお示ししています。はじめに、「2(1)同種の施設の管理実績」です。墓地という特殊な施設の管理運営を、指定期間初日の来年4月1日から円滑かつ安定的に行うためには、これまでの実績に基づく専門的な能力やノウハウを有していることが大変に重要であると考えまして、10点といたしております。なお、本施設は墓地としての側面に帰するだけでなく、憩いの場としての公園の側面を持つ施設であるため、都市公園施設の管理実績がある者についても加点するように、配点をするものでございます。

次に、「2(3)管理運営の執行体制」についてです。約3万の区画を有する本施設の管理運営を安定して行っていくためには、十分な管理運営の執行体制が確保されることが重要であるため、10点と配分を大きくするものでございます。

次に、「2(4)必要な専門職員の配置」についてです。本施設では窓口でのお墓に関する多種多様な相談に対応する必要があるほか、広大な敷地の施設管理を行う必要があるため、それに対応した墓地管理・植栽といった、専門的能力・ノウハウを有していることが重要ということで、10点とするものです。

次に、「2(8)設備及び備品の管理、植栽管理、清掃、警備等」ですが、広大な敷地を有する本施設の施設管理において、植栽管理、清掃、警備が重要な要素を占めていることから、こちらも厚くしております。

続きまして、「4(5)施設の事業の効果的な実施」ですが、先ほど管理運営の基準(案)において説明いたしましたが、施設利用者の園内移動手段の確保のための企画提案等は、本施設の指定管理者選定においての重要なファクターであると言われているため、10点としております。

続きまして「5(1)収入支出見積りの妥当性」です。提案にあたって、適切な収支見積り

をしなければ本施設の管理運営を適切に行うことができないと考えたところから、10点といたします。

続きまして、最後の部分の「管理経費」です。「管理経費の縮減」は「市民サービスの向上」と並ぶ指定管理者制度の目的の1つである一方で、過度なコスト削減によって市民サービスが低下することのないように、注意をしなければならない点がございます。この点を踏まえまして、市としてはそのように考えているところでございます。この10点の割合ですが、全体の5%から20%以内は加点しても良いという市の方針になっておりますので、市の方針に沿って配点しました。

お隣のページになりまして「ウ 各項目の審査・採点方法」ですが、A～Eまでの5段階評価です。Aは大きな効果が認められる、Bは一定の効果が認められる、Cは水準どおり、D・Eが水準に満たないとなります。下の※ですが、過半数の委員が「D」の評価をし、または1人以上の委員が「E」の「明らかに（水準に）満たない」という評価をした場合は、選定評価委員会において協議をいたしまして、その応募者を失格とすることが相当であるか否かを判断することといたします。すべての委員が「E」の評価をした場合については、直ちに失格というように選定を行います。

また、この部分の「上記の原則によらない審査項目」についてですが、「b 委員による評価を行わないもの」として実績の評価等についてです。こちらにつきましては、次の7ページのただし書きの部分ですが、この項目は基準に従い、機械的に得点が定まるものであるため、原則として事務局で採点を行っていかうかと思っております。ただし、事務局の採点における基準の適用自体に疑義がある場合につきましては、委員の合議により基準の範囲内で採点を修正することができるような流れにしたいと考えております。

次に「採点基準」についてですが、8ページから16ページまでの各種審査項目の評価基準や配点、該当する提案書様式の番号について記載しているような項目となっております。

最後に、17ページをお願いいたします。こちらは参考となりますが、先ほど説明いたしました募集要項（案）に記載しました施設の設置目的、ビジョン、ミッション、指定管理者制度導入に関する市の考えを再掲しているところでございます。

説明は、ちょっと駆け足になって申し訳ないのですが、以上でございます。よろしくお願ひします。

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、質疑及びご意見を伺います。

○岡田委員 16ページになりますか、経費に関する事項のところですか。先ほど、提案が9億2,400万、指定管理料が9億2,489万5,000円から8億8,300万円になったということですが、これは5年間の合計ですか。

○高本生活衛生課長 5年間の合計です。ですから、単年に換算すると1億7,000万円ちょっとぐらいです。

○岡田委員 詳細は結構ですが、概算的にはどう数字を出したかということです。例えば、現在はどのくらいですか。

○高本生活衛生課長 現在は1億7,000万円程度となっております。

○岡田委員 今は指定管理者ではないのですか。

○高本生活衛生課長 市の職員が事務所にいて、植栽管理などの維持管理業務は外部委託にしています。

○岡田委員　　そういう費用を全部勘案して算定したわけですか。

○高本生活衛生課長　　そうですね。ですから、1億7,000万のうち、大部分が外注してある造園の委託になっていますので、思ったよりも額の削減は難しかったということです。

○岡田委員　　人件費も入っているのですか。

○高本生活衛生課長　　年間1億7,500万円のうち4,500万くらいが市の職員の人件費になっています。○岡田委員　　あと残り1億3,000万くらいが委託費ということですね。

○高本生活衛生課長　　はい。

○岡田委員　　全体としては、今までかかった費用よりも少なくなると考えているのですか。

○高本生活衛生課長　　そういうことも思ったのですが、他市の事例などを見たところでも、やはり1%ぐらいではないでしょうか。指定管理に移行したとしても1%ぐらいしか削減できていないような状況になっていますので、なかなか厳しいところで、削減自体はちょっと厳しいかと思っております。

○岡田委員　　その施設で働いている人の数というのは、指定管理になっても減らないのですか。市の職員数についても減ることはないのですか。

○高本生活衛生課長　　指定管理導入後に市が行う業務というのは、歳入の調定事務というものがああります。指定管理者には、実際の収納等の事務を行ってもらいますが、歳入の調定事務は生活衛生課の業務となりますので、その分については0.5人から多くても1人工ぐらいなのかと考えています。

それ以外については、管理事務所での業務は指定管理者が務めること、それについては生活衛生課の方で定期的なモニタリングを行っていくというような形となります。仕組みとしては斎場と同じような配置となります。

○高橋部会長　　他にご質問はございますか。

○大道委員　　二点よろしいでしょうか。一つは資料3-1の5ページ(4)施設の概要の3番目に「施設の概要」とありますが、4月～9月の開園時間が午後7時までになっているのですが、これは何か理由があるのですか。

○朝生平和公園管理事務所長　　はい。いわゆるお参りいただく、園に入っていくということで、日の長い時期については、午後7時まで来園を可能としています。

○大道委員　　わかります。ただ、今の時間でも6時になると暗くなってくると思うのです。それで、私の家のお墓では門は5時に閉まっています。7時までと言うと、南門は早く閉まっていますが、正門から遠くの方まで行ってしまった人が帰ってくる時間等も含めて、それだけ延ばしたのかと考えているのですが、それにしてもちょっと5時から7時までの2時間は長いと思いますけどどうお考えですか。

○朝生平和公園管理事務所長　　もちろん現状では街灯もつけておりますし、あと現実的には十分な照度の確保という点では、まだ日がさほど下がっていないので、今のところ7時まで開けている分には十分確保できております。また、逆に皆様のお声ではお盆の期間等はもっと長い時間をという要望があり、開門時間を長くしております。

○大道委員　　視界がちゃんと確保できれば問題ないと思いますが、それが一点です。もう一つは、正門の近くの管理事務所の近辺に、タクシープールを設置するという考えはないのですか。

○朝生平和公園管理事務所長　　はい。先ほど課長からも話がありましたように、園内全体の



アクセスがほしい外周路一周で約3.5キロ強ございます。ですから、現在ご高齢の方も多くご不便をかけるため、指定管理者にこちらの指定管理料に含めた企画提案事業として、交通の利便性を上げる何らかの手法をご提案いただくのですが、そうした中でお話があったようなタクシープールとか、あとは障害者用の駐車場を今月また新たに設置したのですが、そういったことを考えて利便性を上げていきます。

○**大道委員** 何でそれを聞いたかと言うと、タクシー乗務員が指定管理者の雇用になって、例えばいま、南門の近くにいるのだけど、そこへ迎えに来て家まで帰るといような利用は、当然検討されるのですか。

○**朝生平和公園管理事務所長** はい、そうです。

○**大道委員** ありますね。わかりました。ありがとうございました。

○**小田副部会長** ちょっといいですか。資料3-1に掲示してある規模という部分で言うと、全体が95.4ヘクタールで、そのうち管理区域面積が70.4ヘクタールですね。これが管理の対象となるわけですね。その下を見ると、いろいろと設備があるのですが、鍵が閉まるとか門のことがありますよね。これは70.4ヘクタールの管理区域を言っているわけですか。そうすると、70.4ヘクタールの管理区域と、その他の区域の境界というのは塀等を巡らせてあるのですか。どのぐらいの高さなのですか。

○**朝生平和公園管理事務所長** はい、鉄柵がございまして。だいたい1m50cmぐらいのもので囲ってあります。

○**小田副部会長** なるほどね。それからもう一つ、閉園した後ですが、不審者があるのでね、職員が誰も常駐しないようになるのでしょうか。8時にはね。その間に何かあったらどうなるのでしょうか。そこまでは心配していないのですか。

○**高本生活衛生課長** 今のところは、具体的に考えておりませんが。それは中に閉じ込められてしまった場合や、中に入って悪さをするということですか。

○**小田副部会長** ものすごく頻繁にあることではないですが、こういう公園墓地というのは犯罪が発生する場合があります。さっぱりわからないということで、調べても未解決ということがあるのですよ、特殊でね。

○**朝生平和公園管理事務所長** はい。私どもでは、幸いにもそのような事例が今まで無かったのですが、いわゆる予防と実際の実益を考えて、まず4つの監視カメラを抑止力も含めて設置していこうと思ひ、新年度の予算で要望をしております。

○**小田副部会長** 監視カメラは、相当数を設置する予定ですか。

○**朝生平和公園管理事務所長** いや、出入口だけです。実際には園中全部には設置できませんので。まずは抑止力も含めて出入口4箇所につける予定です。先ほど言ったように、かなりの塀と木々に囲まれていますので、出入口の4箇所だと考えております。

それから、指定管理者の公募を行う上での現場説明会をする時には、園内の警備についてもいろいろノウハウを生かしながら、警備や巡回について充実をお願いしていくつもりです。

○**小田副部会長** 閉園に際しては、現在、園内を巡回している人がいるかというのは。

○**朝生平和公園管理事務所長** はい、現在も朝の開門、それから夕方の閉門については、警備員が複数名以上で園内全部を巡回の上、門の施錠をしております。もちろんその前に園内放送もかけております。

○**小田副部会長** 特に、こういった公園墓地というのは、外からの見通しがきかないものだ

からね。

○朝生平和公園管理事務所長　　そうですね。非常に広いですし、樹木も生い茂っていますから。

○小田副部会長　　だから、気になるのですよね。

○朝生平和公園管理事務所長　　園内に13か所あるトイレも、従って朝晩は一応点検をして、人がおられるかどうかの確認等もしていただいております。

○小田副部会長　　幸い市の繁華街からは離れておりますのでね。まさかとは思うのだが。

○高本生活衛生課長　　事件はないのですが、昨年あたりは自殺があったと聞いております。ですから、真っ黒になってしまって、何か月も経ってから森の中で。悪臭がするので行ってみたら、真っ黒になったものがあると。というようなことは、事件ではなくて自殺ということで。たまに、何年かに一度そういうことがあります。

○小田副部会長　　近くに交番でもあれば一番良いのだけどね。たぶん近くには無いでしょう。

○朝生平和公園管理事務所長　　一番近くて交番でも小倉台、それでしたら最初から千葉東署が千城台にございます。東署が一番近い警察署です。

○小田副部会長　　巡回はちゃんとやってくれるでしょうね。これは市の公園なのだからね。

○朝生平和公園管理事務所長　　そうですね。

○高橋部会長　　他にご質問はございますか。

○大道委員　　すみません。もう一点だけ。11ページの(エ)病虫害防除という項目になっているのですが、これは生活衛生課の所管でもある衛生害虫、もう少し小さいもので、木だけに作業することになってはいますが、そういうものについても、項目としては案の中で検討していただけるということも含んでいるわけですか。

○朝生平和公園管理事務所長　　そうです。もちろん現場説明会の際には、私の方から、かなり細かく現地等を見て回りながら説明をいたしますが、病虫害の影響を受けている樹木が多いですね。

ですから、当然ながら造園系の業者さんからの公募があるのかということで、その辺りは十分に注意していただいて、指定管理の本来の目的である民間の持っているノウハウを生かしてもらいたいと考えております。

○大道委員　　ありがとうございます。今、マスコミでもちょっと注目すると、そこに人が行かなくなってしまうような部分もあるので、ご努力されていることがわかって安心しました。ありがとうございます。

○小田副部会長　　つかぬことを伺いますが、最近の一番問題になっている集中豪雨などという時に、園内の施設で雨宿りができる場所というのはありますか。集中豪雨のような心配はしていないのでしょうかね。

○朝生平和公園管理事務所長　　はい。現時点で園内にあるものとしては、公園墓地ですので、いわゆる四阿(あずまや)のような、四畳半ぐらいの大きさの休憩所があります。

○小田副部会長　　それはあるわけですね。

○朝生平和公園管理事務所長　　あとは調整池が3か所ありますが、排水だけは全く問題ないと考えています。ただ、先ほど課長からも話がありましたように、公園機能の充実ということで、墓地以外のご利用者も結構遊びに見える方が多いのです。平日も含めて、親子連れが多いのです。

ですから、今おっしゃったような災害というのが、緊急避難的な施設のような設備も含め、現場説明会では出席される方には説明し、申請の際にご提案いただくようなことは考えております。

○小田副部長 なるほどね。こちらに千葉市平和公園指定管理区域図がありますが、これを見ると隣りにゴルフ場があるのですね。

○朝生平和公園管理事務所長 はい、京葉カントリー倶楽部です。

○小田副部長 ゴルフ場との距離はどのくらいあるのですか。

○朝生平和公園管理事務所長 実際には、地図で見ると一見してそばのようですが、森とかいろいろあって全く音も聞こえませんが、林があることもあって見ることもできませんし、看板があるからゴルフ場があるのだなというところですよ。

○高本生活衛生課長 500mくらいは確かにあります。谷が1つありまして、土地の方は、こちらに平和公園があって、その谷の向こう側のところにゴルフ場があります。

○小田副部長 500mはある。なるほどね。

○高本生活衛生課長 ボールが飛んできたり、そういうのがご心配ですか。

○小田副部長 いや、私もゴルフをやりませんからね。今のドライバーは飛びますからね。飛んで行って、来園者にボールが直撃したとなってくるとね。

○高本生活衛生課長 それはいいですね。向こう側のところに、うちの方と隣接しているところに打ちっぱなし場というか、ネットが張ってあります。

○小田副部長 打ちっぱなしには普通ネットがありますから、安全だと思います。コースに出た時に、たまたまコースと隣接するところにね。

○高本生活衛生課長 あの距離はちょっと届かないと思います。大丈夫です。

○小田副部長 高さ5~6メートルの塀ではどうにもならないから、軽々と越えてくるでしょう。

○高本生活衛生課長 そこは心配しなくてもよいかと思います。

○小田副部長 わかりました。心配な気がしますけどね、当たったら怪我をしますからね。

○高橋部会長 最後に、私から二点ご質問があります。今まで市が管理されてきましたが、墓地の需要状況は増加しているのでしょうか。それとも変わらないのか、減少をしているのでしょうか。

○高本生活衛生課長 もともと今出しているのは、150ぐらいずつ供給していますが、毎年倍率はそんなに変わっていないような状況です。ただ、ニーズ自体としては、一般墓地より合葬墓にという流れになっています。合葬墓というのは、今までの既存のお墓を持った人が、そこを返して合葬墓へということで、合葬墓を選ぶ人はどんどん増えています。

○高橋部会長 二点目は、無縁仏のことです。近所のお寺などを見ていると、今であったお墓が無くなって、一族が誰もいなくなってしまうからと。それで、こういう問題への対策はどうされるのですか。

○高本生活衛生課長 それは、今だいたい1,000ぐらいはあるのかと、無縁というか、住所不明の墓地というのもそれぐらいあります。

○高橋部会長 1,000箇所ですか。

○高本生活衛生課長 1,000ぐらいはあります。今後調査を行い、基本的には3年間墓地管理料を払わなかった人については、取り消しができる仕組みとなっていますから、今後は墓地

の使用許可を取り消していくことになります。

○高橋部会長 いや、先ほどの最初の質問で需要の部分は増えていたから、それは合理的で良いのでしょうか。無縁墓となったお墓をどこかの場所に固めて片付けてしまって、新しい人に提供するのですかね。

○高本生活衛生課長 そうですね。そういうことにも具体的にやらなければいけない時代が来ているとは思っています。それは市の方でやっていくようにして、指定管理者は園内の管理をきちっとやってもらい、無縁簿への対応といった部分については、生活衛生課において、方針を立ててしっかりやっていくということになります。

ただ、墓地需要自体は一番ピークを迎えるのは2040年代ぐらいになるのではないかと考えております。ただ、その方々がどういう形態を望んでいらっしゃるかというと、だいぶ認識が変わってきていて、後世の子どもたちに負担をかけるようなお墓は望まないと。それであれば合葬墓に入ろうということ、かなりその認識が変わってきています。お墓自体の造り方をどうしていくかというのは、大きな問題かと思えます。

○高橋部会長 需給状況を調査するとか、そういうことですね。

○高本生活衛生課長 調査して、推計というものを出すことにはなるが、実際に「どこにあなたはお墓を持っていますか」という調査は、なかなか難しいところがあります。住んでいるのは千葉市ですが、お墓は実家の岩手県にあるから、私はそこにあればいいとか、逆のパターンもあります。

だから、どこにその方々が最終的にお骨として入っていくのか、あとは面倒を見る人がいるのかどうかということです。

○小田副部会長 これは具体的には管理者の問題になるかと思いますが、このお墓では卒塔婆を立てることは許しているのですか。

○高本生活衛生課長 可能ですので、実際に立っています。

○小田副部会長 OKですか。卒塔婆もある程度したら、要らなくなった卒塔婆は、後ろに積んでおくのですか。

○朝生平和公園管理事務所長 回収場所を設けておりまして、いらなくなった卒塔婆は回収できるようにしております。回収場所からの回収を作業員がしています。

○小田副部会長 やっているのですね。どのくらいあるのですか。しばらく経つと片づけるわけですか。

○高本生活衛生課長 お墓の使用者の方が「これはもう古くなったから」と言って、回収場所がありますので、そちらに置いてもらいます。

○小田副部会長 お墓の利用者がやると。

○朝生平和公園管理事務所長 見苦しくなるほど時間が経過しているものは、こちらの方から持ち主の方にご連絡をして、必要があればこちらで回収しております。

○小田副部会長 いや、実は言い忘れていましたが、無縁墓の話が出たものですから。実際にあった例で言いますと、これは東京ですが、無縁墓になっている方の卒塔婆が、浮浪者の煮炊きの燃料となっている場合が結構あるのですよ。

そうすると、あそこには水道もあるわけですし、トイレもあるわけで、卒塔婆は薪になるわけです。竈を作って、鍋を持って来て、そこで煮炊きをしているという例があったのです。

ですから、新しいお墓は皆さんがお参りするからいいと思いますが、どのお墓が無縁墓かど

うかというのはわからないし、なかなかその辺は難しいですね。

○朝生平和公園管理事務所長　　ですから、今年に関しては、それこそ蜂も卒塔婆自体に巣を作るということもありまして、そういう部分を定期的に見て回っております。日付を見て、あまりにも、例えば半年以上も経って雑草が生えているようなところであれば、お電話をして「片付けてください」というお願いはしますが、もう高齢で行けないとか、遠くて行けないという場合は、こちらで片付けています。

○小田副部会長　　どこかで決断しなければ仕方のない問題なのでしょうね。卒塔婆はもう駄目というわけにいかないのですか。

○朝生平和公園管理事務所長　　わざわざ卒塔婆立てを作っておられるお墓もございまして、なかなか現状では難しいかと思えます。

○小田副部会長　　利用者もね、確かに結構立っていますね。お子さんが立ててましてね。立てる人の気持ちは気持ちとしてありますが、そういう浮浪者の生活用具になったりするものだから。

○高本生活衛生課長　　平和公園自体は、結構、中に入っているところですから、浮浪者の人も周りに食べる物が無いというか、街中であればたぶんそういうこともあるのかもしれませんが、その調整区域というのは、周りに何も無いような寂しいところですから、平和公園で生活することは難しいかと。

○小田副部会長　　お墓というのは、最近は生活用具が揃ったりしているでしょう。トイレがあり、水道があり、それから竈を作るブロックがあり、それから燃料の卒塔婆があり、鍋を持ち込んできてラーメンの食事もできてしまうでしょう。現にやっていたよな。

○朝生平和公園管理事務所長　　おっしゃったようなご心配はもっともだと思いますが、幸にも先ほど言ったようにロケーションがあまりにも郊外ですから、少なくとも浮浪者らしい人を見ること自体、まったく関知してはおりません。

○小田副部会長　　難しいですね。苦勞されると思いますが。わかりました。

○高橋部会長　　他にご質問はございますか。それでは、他にご発言がなければ、以上で終わりにいたします。事務局におかれましては、本部会で委員から示された意見、指示事項について、募集要項等に反映していただければと思います。

最後に「議題（5）その他」です。傍聴人はいらっしゃいませんが、この後は公開となります。では、事務局から説明をお願いします。

○白井保健福祉総務課長　　長時間にわたりまして、ご意見、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。今後の予定でございますが、第2回の開催につきましては、10月中旬を予定しております。千葉市平和公園の指定管理者の選定につきまして、ご審議をいただく予定としております。

先ほど資料3-1募集要項案3ページにおきまして、10月20日とご説明をさせていただきましたが、あくまでも予定でございます。今後、委員の皆様には日程調整にご協力をいただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○高橋部会長　　それでは、本日予定されております議題については、以上で終了となります。これをもちまして「平成29年度 千葉市保健福祉局 指定管理者選定評価委員会 第1回医療施設等部会」を閉会いたします。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○仁保健福祉総務課長補佐　　はい。委員の皆様、大変お疲れ様でございました。私の方から

最後に事務連絡を三点申し上げます。

まず、一点目ですが、資料の回収についてです。平和公園に関する資料のうちの一部を、私どもの方で回収させていただきます。青いファイルの中に入っている資料3のうち、資料3-1から3-4、それから参考資料3-1、こちらにつきましては私の方で回収させていただきますので、お持ち帰りの際にはファイルを外していただくようお願いいたします。こちらについては、後日、確定版を皆様方に改めてお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第三者の方から本日の委員会の結果について、お尋ねがあった場合の対応です。例えば、皆様に「今日の結果はどうでしたか」とか「資料の提供をしてくれないか」というようなご相談がありました場合、対応については私どもで検討してお返事したいと思っておりますので、まずは我々のほうにご相談いただきたいと思っております。ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、三点目でございますが、議事録の関係です。本日の議事録はこちらの方で作成いたしますが、内容につきましては、後日、確定前に皆様に確認をしていただきたいと思いますと思っております。案ができましたらご連絡をさせていただきますので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

では、以上でお開きとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。